

まちなかパワーアップ

空き店舗等活用事業補助金【概要版】

長野市は、中心市街地における商店街の活力と賑わいを創出し、活性化を図るため、中心市街地の空き店舗、空き家、空き倉庫等を賃借して出店する事業者に対して、「まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業補助金」を交付します。

補助対象物件

中心市街地（長野、篠ノ井、松代の各地区）にある建物1階部分の空き店舗、空き家、空き倉庫等で、次の要件を全て満たす物件

- ア 正面部分（主な出入口）が道路に面していること。
- イ 3か月以上の間空いている又は閉鎖の状態にあること。

補助金額

- ・補助率 改修費又は改築費及び附帯設備の設置に要する経費の**1/2**
- ・補助限度額 1件**30万円**。ただし、当市が指定した通り（別紙エリア地図の**赤色の通り**）への出店の場合は、補助限度額を1件**50万円**とします。
（※ 事業者本人が改修又は改築工事を行う場合は、材料費のみ対象）

補助対象者

個人及び法人事業者。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行うために出店する者を除きます。

補助対象事業

次の要件を全て満たす事業に補助金を交付します。

- ア 中心市街地のエリア内（長野、篠ノ井、松代の各地区）での出店であること。
- イ 年度内に事業が完了（開店）すること。
- ウ 2年以上営業すること。
- エ 不特定多数の者が自由に入出入りできること。
- オ 営業時間について午前10時～午後4時の間の1時間以上が含まれていること。
- カ 店舗が所在する区域の商店街団体に加入すること。
- キ 経営指導員の指導を継続的に受けること。
- ク 空き店舗等の貸主の親族（2親等以内）や貸主の経営会社の役員でないこと。
- ケ 中心市街地内で店舗を移転する者でないこと。
- コ 市税の滞納がないこと。
- サ 建築基準法、消防法その他の法令の規定に適合していること。（注）

（注）関連法令について

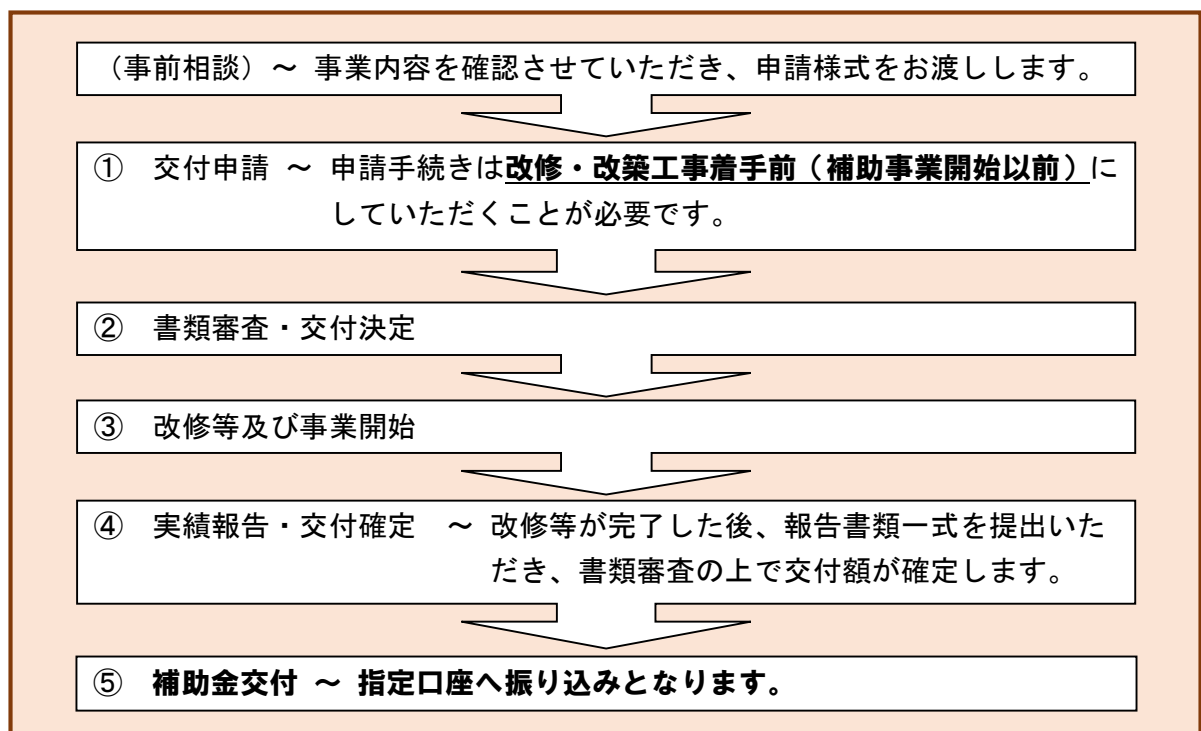
建築基準法（昭和25年法律第 201号）、消防法（昭和23年法律第 186号）については、所定の手続きが必要です。

		建築基準法			消防法
		①用途変更	②大規模の修繕・模様替え	③防火地域又は準防火地域での増築	消防用設備設置
必要な手続き		建築確認申請			防火対象物 使用開始届出
床面積	200㎡以下	×	×	○	○
	200㎡超	○	○	○	○

※ 床面積200㎡以下で、上表①又は②の場合、建築確認申請は不要ですが、法の適用は受けるため法令遵守が求められます。

詳細については、長野市建築指導課（直通026-224-5048）及び長野市消防局予防課（直通026-227-8001）へお問合せください。

補助金交付手続きの流れ

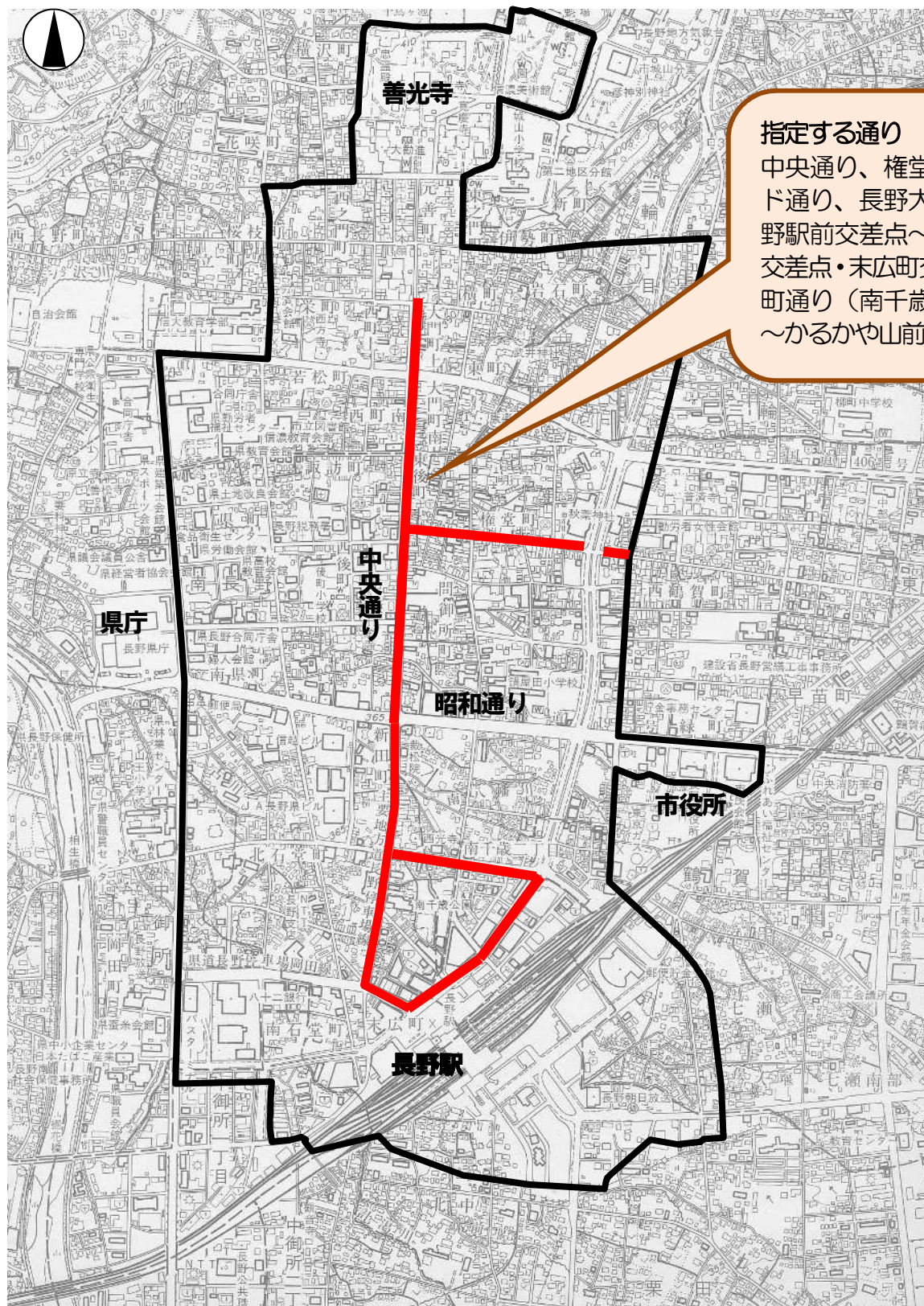


そ の 他

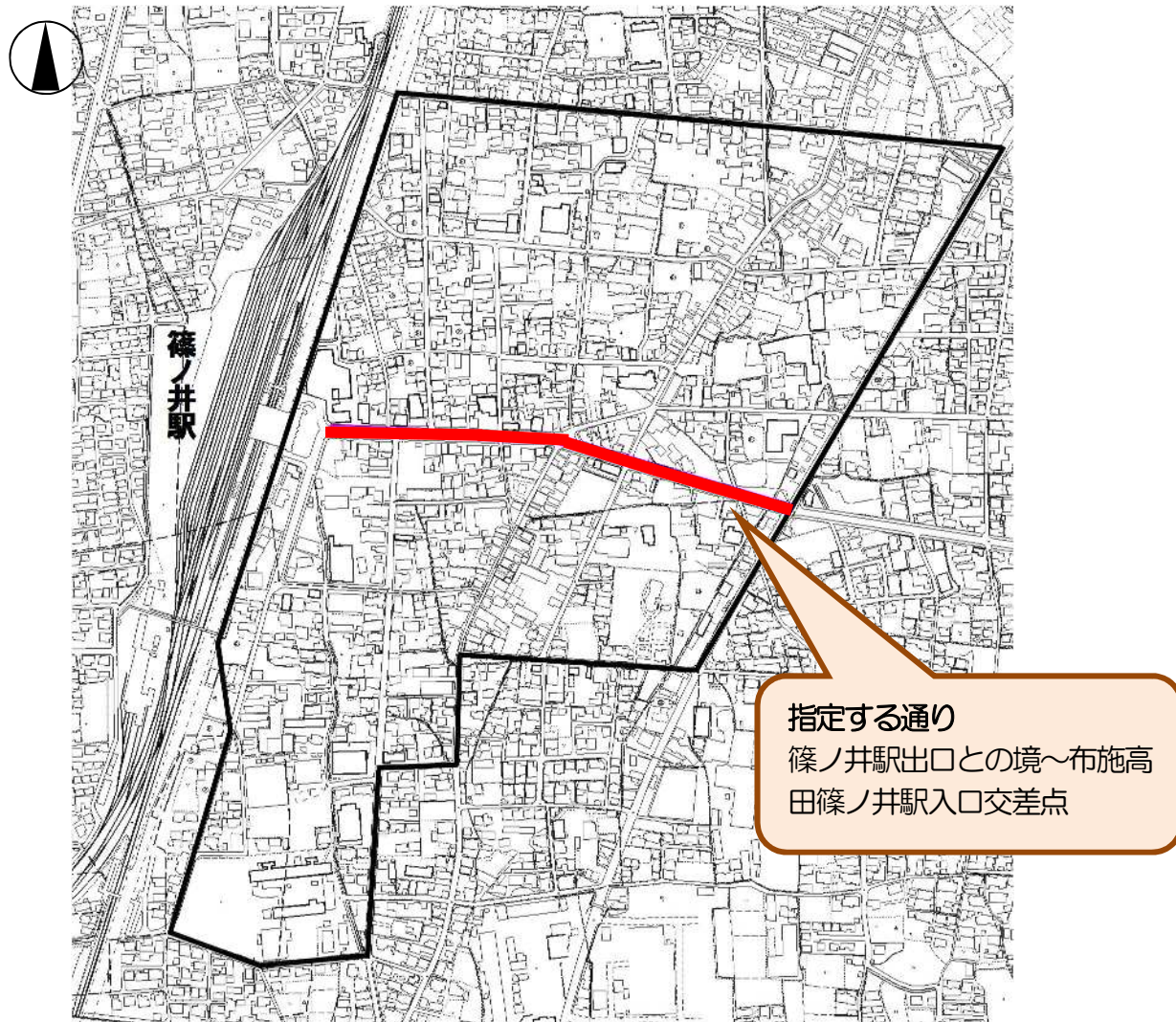
- 出店後1年を経過した時点で、経営指導員と面談を実施していただき、経営実績等報告書（様式あり）・決算書コピーを提出いただくことが必要です。
- 事業開始から2年以内で閉店した場合、補助金を返還していただくことがあります。
- 補助金の交付に係る内容（店舗名、店舗写真等）は、公表することがあります。
- その他詳細については、長野市商業振興事業補助金交付要綱を参照いただくとともに、担当までお問合せください。

【お問い合わせ先】 長野市経済産業振興部 商工労働課
TEL 026-224-5041(直通) FAX 026-224-5078

長野地区中心市街地（まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業 対象区域図）



篠ノ井地区中心市街地 (まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業 対象区域図)



松代地区中心市街地 (まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業 対象区域図)

